

愛知県選挙管理委員会臨時選挙管理委員会会議録

日 時 令和3年3月29日(月)

午前10時55分開始

午前11時31分終了

場 所 愛知県選挙管理委員会室

出席者	加藤 茂	委員(委員長)
	小林 功	委員(委員長職務代理者)
	鬼頭 英一	委員
	近藤 良三	委員
事務局出席者	平野 泰久	局長
	林 宗智	局長補佐
	伊藤 孝一	局長補佐
	天野 孝教	主査

他書記1名

愛知県選挙管理委員会運営規程第 6 条の規定により、最年長委員である小林委員に議事の取り回しを依頼した。

1. 委員長の選挙について

小林委員の取り回しにより、委員長の選挙方法について諮られたところ、鬼頭委員より指名推選の方法でどうかという提案があり、各委員もこれを了承した。

次に、委員長の推薦について諮られたところ、鬼頭委員より加藤委員を推薦する旨の発言があり、各委員とも異議はなかったため、委員長には加藤委員が就任することに決定した。

加藤委員は委員長席に移動し、就任あいさつを行った。

2. 委員長の職務を代理する委員の指定について

伊藤局長補佐から、地方自治法第 187 条第 3 項により、委員長に事故があるとき等は、委員長の指定する委員が委員長の職務を代理することになる旨の説明をされ、加藤委員長は小林委員を委員長の職務を代理する委員に指定した。

小林委員は、自席において就任あいさつを行った。

また、伊藤局長補佐から、配席については慣例により委員長の左隣に職務代理者が座り、その他の委員は議会からの通知順により、委員長の右隣、委員長職務代理者の左隣の順である旨説明され、了承されたため席を移動した。

3. その他

伊藤局長補佐から、本日の委員長選挙の結果及び職務代理者の指定については、会議終了後に県政記者クラブへ発表するほか、愛知県公報で告示する旨説明された。

次に、愛知県選挙管理委員会の概要について、資料に基づき説明された。

また、今後の選挙管理委員会会議の日程、県議会への出席の日程、その他会議への出席の日程等について、各委員と調整を行った。

愛知県選挙管理委員会運営規程第21条

第2項の規定に基づき署名する。

令和3年3月29日

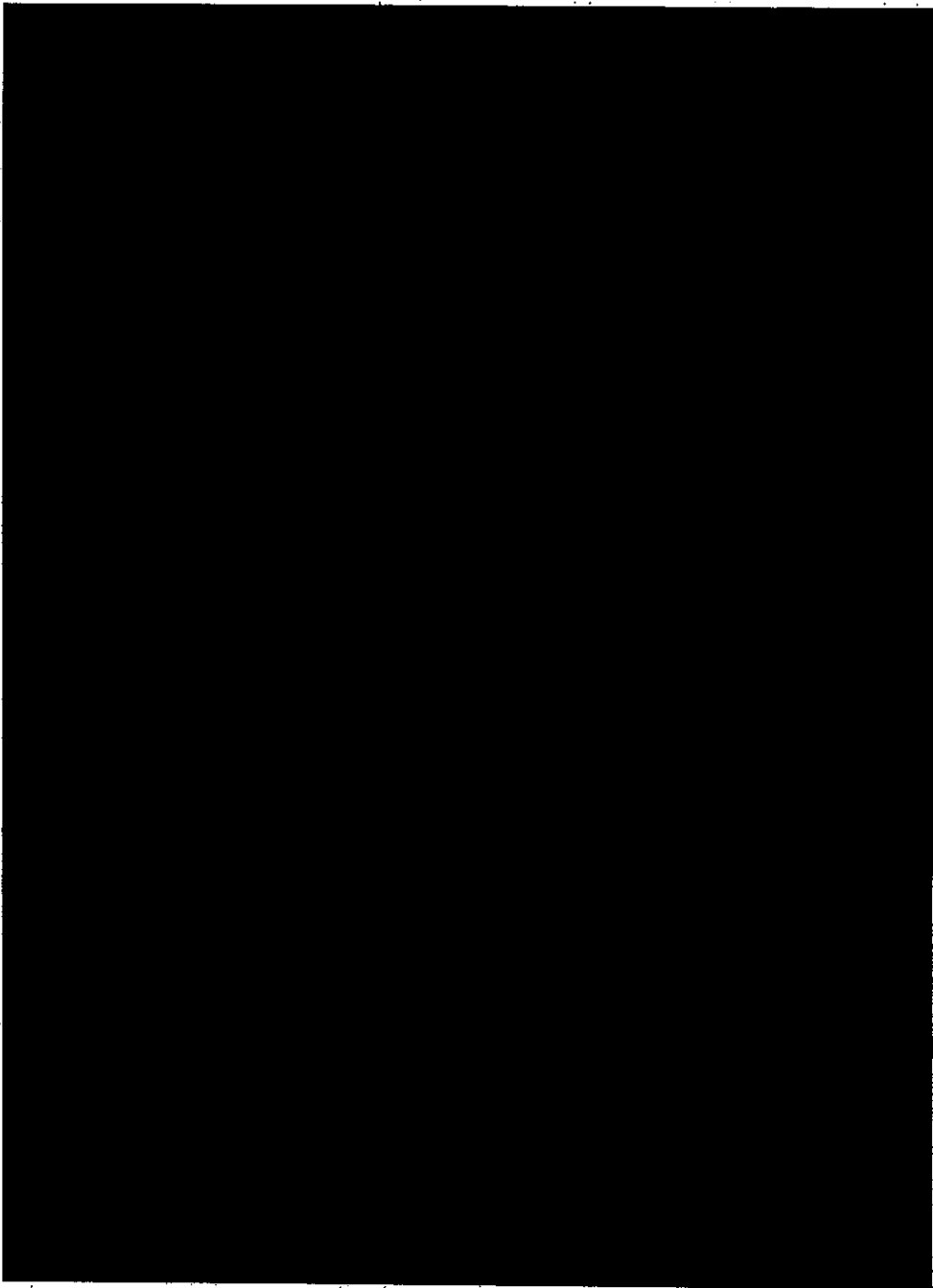
委員 長

委員長職務代理者

委 員

委 員

書 記



3月臨時選挙管理委員会会議提出事項

日時 令和3年3月29日(月)

午前11時

場所 愛知県選挙管理委員会室

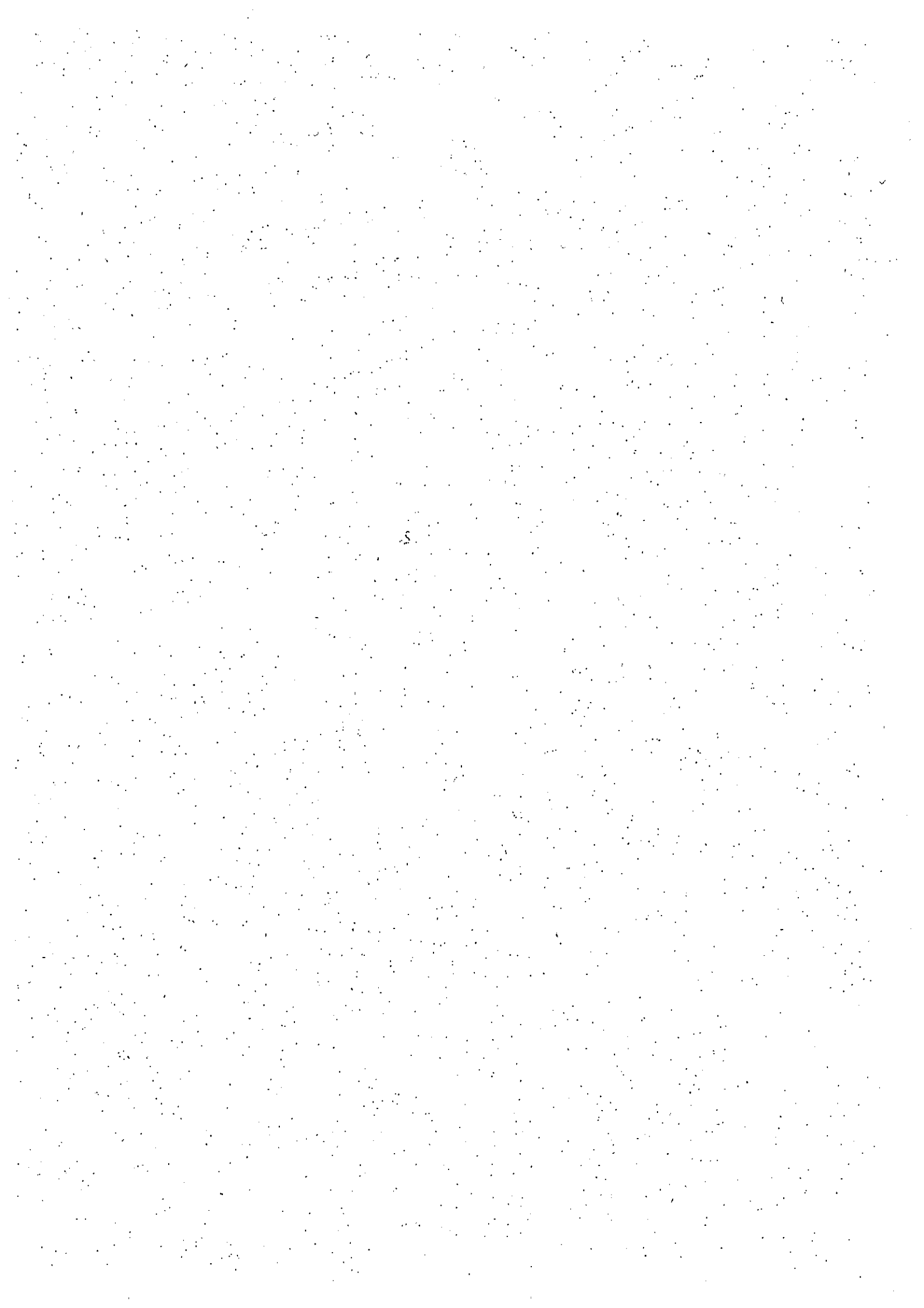
- 1 委員長の選挙について
- 2 委員長の職務を代理する委員の指定について
- 3 その他

愛知県選挙管理委員会委員名簿

(任期：令和3年3月28日～令和7年3月27日)

氏名	生年月日	連絡先
かとう しげる 加藤 茂	昭和23年 10月21日 (72歳)	〒466-0833 名古屋市昭和区隼人町12番地の7 ドゥーシェ南山502号 電 話 [REDACTED] FAX [REDACTED] 携 帯 [REDACTED] 【勤務先】 〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞三丁目8番9号 加藤茂法律事務所 電 話 052-732-7821 FAX 052-732-7822
こばやし いさお 小林 功	昭和19年 2月7日 (77歳)	〒441-0105 豊川市伊奈町新屋90番地 電 話 [REDACTED] FAX [REDACTED] 携 帯 [REDACTED]
まとう ひでかず 鬼頭 英一	[REDACTED]	〒454-0985 名古屋市中川区春田三丁目136番地の1 電 話 [REDACTED] FAX [REDACTED] 携 帯 [REDACTED]
こんどう りょうぞう 近藤 良三	[REDACTED]	〒475-0828 半田市瑞穂町1丁目1番地の11 電 話 [REDACTED] FAX [REDACTED] 携 帯 [REDACTED]

(注) 上表の内容は、令和3年3月28日現在。



関係法令(抜粋)

地方自治法抜粋

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

愛知県選挙管理委員会運営規程抜粋

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもつて当選者とする。ただし、得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選者を定める。

2 委員会は、委員に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の氏名及び住所を告示するものとする。

(委員長職務代理者)

第5条 委員長は、法第187条第3項の規定により委員長の職務を代理する委員(以下「委員長職務代理者」という。)を指定したときは、その旨並びにその者の氏名及び住所を告示しなければならない。

(委員長の代行)

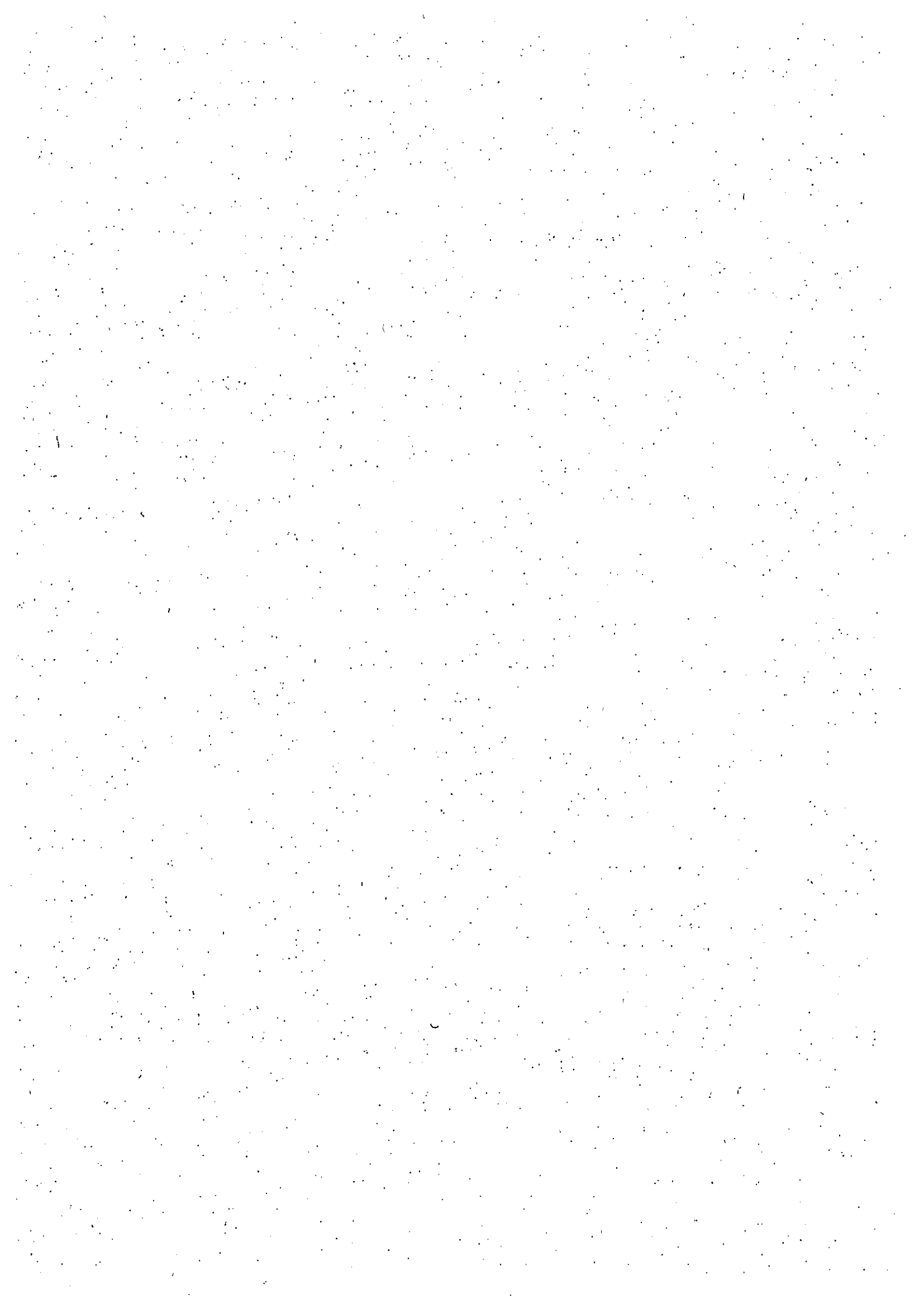
第6条 法第182条第1項の規定により委員が選挙された後委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行う。

(所属政党等の届出)

第7条 委員は、委員となつた後遅滞なくその所属する政党その他の政治団体(以下本条において「政党等」という。)の名称を委員長に届け出なければならない。その所属する政党等を変更し又は政党等に新たに所属し若しくは所属しなくなつたときも、また同様とする。

(委員及び補充員の選任の告示)

第10条 委員会は、法第182条第1項又は第2項の規定により委員又は補充員の選挙が行われたときは、直ちにその旨並びに委員又は補充員となつた者の氏名及び住所を告示するものとする。



愛知県選挙管理委員会の概要

(令和3年 3月)



目 次

1 組織・構成

(1) 委員会の設置	1
(2) 委員会の構成	1
(3) 委員と補充員の関係	1
(4) 委員の選任条件	1
(5) 委員の任期	1
(6) 委員長	1
(7) 委員長職務代理者	1

2 身分・報酬

(1) 身分	2
(2) 兼職禁止	2
(3) 兼業禁止	2
(4) 立候補の制限	2
(5) 選挙運動の禁止	2
(6) 失職	2
(7) 退職	3
(8) 守秘義務	4
(9) 所属政党等の届出	4
(10) 住所移転の届出	4
(11) 報酬	4
(12) 費用弁償	4

3 職務権限

(1) 委員会の事務	5
(2) 選挙管理委員会規程の制定改廃	5
(3) 各種選挙の管理執行	5
(4) 政治資金関連事務	7
(5) 直接請求関連事務	7
(6) 争訟関連事務	7
(7) 国民投票関連事務	8
(8) 市町村選挙管理委員会に対する関与	8
(9) 任命権者	8

4 委員会会議

(1) 種類	9
(2) 招集	9
(3) 定足数	9
(4) 除斥	9
(5) 表決	9
(6) 委員長の専決処分	9
(7) 運営順序	10
(8) 欠席の届出	12
(9) 会議録	12
(10) その他の会議	12

5 補助職員

(1) 補助職員	13
(2) 事務局	13
(3) 事務所	14

6 選挙関係団体

(1) 総務省自治行政局選挙部	15
(2) 中央選挙管理会（委員長：宮里 猛）	15
(3) 都道府県選挙管理委員会連合会（会長：澤野 正明）	15
(4) 都道府県選挙管理委員会連合会東海北陸支会（支会長：加藤 茂）	16
(5) 公益財団法人明るい選挙推進協会（会長：佐々木 毅）	16
(6) 明るい選挙推進愛知県協議会（会長：森 正）	16
(7) 愛知県各市選挙管理委員会連合会（会長：鈴木 義衛）	17

【参考資料】

資料 1 明るい選挙推進愛知県協議会委員名簿

資料 2 市町村長及び議会議員の任期満了日等一覧表

項 目	摘 要																														
<p>1 組織・構成</p> <p>(1) 委員会の設置</p> <p>(2) 委員会の構成</p> <p>(3) 委員と補充員の関係</p> <p>(4) 委員の選任条件</p> <p>(5) 委員の任期</p> <p>(6) 委員長</p> <p>(7) 委員長職務代理者</p>	<p>選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、普通地方公共団体に設置される執行機関の一つです（地方自治法第 180 条の 5 第 1 項第 2 号及び第 181 条第 1 項）。</p> <p>委員会は、県議会で選挙された 4 人の選挙管理委員をもって組織されています（地方自治法第 181 条第 2 項及び第 182 条第 1 項）。</p> <p>県議会は、原則として、選挙管理委員の選挙の際、併せて 4 人の補充員を選挙します（地方自治法第 182 条第 2 項）。</p> <p>補充員は、選挙管理委員中に欠員があるときに選挙管理委員に補欠され（地方自治法第 182 条第 3 項）、除斥又は事故により、会議に出席する選挙管理委員が定足数の 3 人に達しないときは、臨時に選挙管理委員に充てられます（地方自治法第 189 条第 3 項）。</p> <p>ア 選挙権を有し、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有すること（地方自治法第 182 条第 1 項）。</p> <p>イ 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられていないこと（地方自治法第 182 条第 4 項）。</p> <p>ウ 選挙管理委員 2 人が同時に同一の政党その他の政治団体に属していないこと（補充員も同様）（地方自治法第 182 条第 5 項）。</p> <table border="1" data-bbox="475 1328 1305 1615"> <thead> <tr> <th colspan="2">選挙管理委員</th> <th colspan="3">補 充 員</th> </tr> <tr> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> <th>順 位</th> <th>氏 名</th> <th>年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加藤 茂</td> <td>72</td> <td>1</td> <td>家田 安啓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小林 功</td> <td>77</td> <td>2</td> <td>中野 幹也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鬼頭 英一</td> <td></td> <td>3</td> <td>土肥 和則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近藤 良三</td> <td></td> <td>4</td> <td>加藤 正人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>選挙管理委員及び補充員の任期は 4 年です（地方自治法第 183 条第 1 項及び第 3 項）。【令和 3 年 3 月 28 日～令和 7 年 3 月 27 日】</p> <p>委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければなりません（地方自治法第 187 条第 1 項）。</p> <p>委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理します（地方自治法第 187 条第 3 項）</p>	選挙管理委員		補 充 員			氏 名	年 齢	順 位	氏 名	年 齢	加藤 茂	72	1	家田 安啓		小林 功	77	2	中野 幹也		鬼頭 英一		3	土肥 和則		近藤 良三		4	加藤 正人	
選挙管理委員		補 充 員																													
氏 名	年 齢	順 位	氏 名	年 齢																											
加藤 茂	72	1	家田 安啓																												
小林 功	77	2	中野 幹也																												
鬼頭 英一		3	土肥 和則																												
近藤 良三		4	加藤 正人																												

項 目	摘 要
2 身分・報酬	
(1) 身分	<p>選挙管理委員は、非常勤特別職の地方公務員です（地方公務員法第3条第3項第1号、地方自治法第180条の5第5項）。</p> <p>補充員は、選挙管理委員に補欠されるべき地位にあるにとどまりますので、補欠されない限り、地方公務員としての身分はありません。</p>
(2) 兼職禁止	<p>選挙管理委員は、次に掲げる職を兼ねることができません。</p> <p>ア 衆議院議員及び参議院議員（地方自治法第193条で準用する同法第141条第1項）</p> <p>イ 検察官、警察官、収税官吏及び公安委員会の委員（地方自治法第193条で準用する同法第166条第1項）</p> <p>ウ 地方公共団体の議会の議員及び長（地方自治法第182条第7項）</p> <p>エ 教育委員会の教育長及び委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条）</p> <p>※ これらの職に就いたときは、選挙管理委員としての身分を失うものと解されています。</p>
(3) 兼業禁止	<p>選挙管理委員は、愛知県に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができません（地方自治法第180条の5第6項）。</p>
(4) 立候補の制限	<p>国又は地方公共団体の職員（選挙管理委員を含む。）は、在職中、公職の候補者となることができません（公職選挙法第89条、同法施行令第90条第2項第1号及び別表第2）。</p> <p>従って、選挙管理委員が立候補したときは、その日をもって選挙管理委員たることを辞したものとみなされます（公職選挙法第90条）。</p>
(5) 選挙運動の禁止	<p>選挙管理委員は、在職中、選挙運動をすることは禁止されています（公職選挙法第136条第1号）。</p> <p>この規定に違反して選挙運動をした者は、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます（公職選挙法第241条第2号）。</p>
(6) 失職	<p>選挙管理委員は、次のア～クのいずれかに該当するときは、その職を失います。</p>

項 目	摘 要
(7) 退職	<p>ア 愛知県知事及び愛知県議会議員の選挙の選挙権を有しなくなったとき（地方自治法第 184 条第 1 項）</p> <p>※ 公職選挙法第 11 条若しくは同法第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、住所要件等その選挙権の有無は、委員会がこれを決定します。</p> <p>イ 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたとき（地方自治法第 184 条第 1 項及び第 182 条第 4 項）</p> <p>ウ 同一の政党その他の政治団体に属する選挙管理委員が 2 人以上となった場合において、くじにより失職する者と定められたとき（地方自治法施行令第 136 条の 2） ⇒ 補充員も同様</p> <p>エ 兼職禁止の職に就いたとき</p> <p>オ 兼業禁止に該当するとき（地方自治法第 184 条第 1 項及び第 180 条の 5 第 6 項）</p> <p>なお、地方自治法第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当するかどうかは、委員会がこれを決定します。</p> <p>カ 公職の候補者となったとき（公職選挙法第 90 条）</p> <p>キ 県議会において罷免されたとき（地方自治法第 184 条の 2 第 1 項）</p> <p>県議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができます。</p> <p>ク 解職請求が成立したとき</p> <p>選挙権を有する者の総数のうち、その 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と、40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と、40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数以上の者の連署をもってその代表者から知事に対し委員の解職請求をすることができます（地方自治法第 86 条第 1 項）。</p> <p>知事は、これを県議会に付議し（地方自治法第 86 条第 3 項）、議会の議員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意があったときは、その選挙管理委員はその職を失います（地方自治法第 87 条第 1 項）。</p> <p>委員長が退職しようとするときは委員会の承認を得なければならず（地方自治法第 185 条第 1 項）、委員が退職しようとするときは委員長の承認を得なければなりません（地方自治法第 185 条第 2 項）。</p>

項 目	摘 要
(8) 守秘義務	<p>選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とされています（地方自治法第185条の2）。</p>
(9) 所属政党等の届出	<p>委員は、委員となった後、遅滞なくその所属する政党その他の政治団体の名称を委員長に届け出なければならず、その所属する政党等を変更し又は政党等に新たに所属し若しくは所属しなくなったときも、また同様とされています（愛知県選挙管理委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第7条）。</p>
(10) 住所移転の届出	<p>委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨及び現住所を委員長に届け出なければなりません（運営規程第8条）。</p>
(11) 報酬	<p>選挙管理委員の報酬は、次のとおり月額報酬及び日額報酬として支給されます（地方自治法第203条の2第1項及び第2項並びに委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第2条及び別表）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長 ⇒ 月額 180,000円 日額 26,000円 ・ 委員 ⇒ 月額 160,000円 日額 24,000円 <p>選挙管理委員が刑事事件に関して起訴されたときは、知事は当該選挙管理委員の職務の執行を停止することができることとされ、職務執行の停止期間中においては、報酬の3分の2を減額するものとされています（地方自治法施行規程第13条）。</p> <p>補充員が臨時に選挙管理委員に充てられる場合、補充員の報酬は、次のとおり日額報酬として支給されます（地方自治法第203条の2第1項及び第2項並びに委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第2条及び別表）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補充員 ⇒ 日額 18,500円
(12) 費用弁償	<p>選挙管理委員及び補充員がその職務を行うために旅行したときは、指定職員相当額の費用弁償が支給されます（地方自治法第203条の2第3項及び第5項並びに委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第7条及び別表）。</p>

項 目	摘 要										
<p>3 職務権限</p> <p>(1) 委員会の事務</p> <p>(2) 選挙管理委員会規程の制定改廃</p> <p>(3) 各種選挙の管理執行</p>	<p>委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理します（地方自治法第186条）。</p> <p>地方自治法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定めることとされています（地方自治法第194条）。</p> <p>この規定に基づき制定した選挙管理委員会規程は、次のとおりです。</p> <p>ア 愛知県選挙管理委員会運営規程</p> <p>イ 愛知県選挙管理委員会が管理する行政文書の開示に関する規程</p> <p>ウ 愛知県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程</p> <p>エ 愛知県選挙管理委員会行政文書管理規程</p> <p>オ 愛知県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</p> <p>カ 愛知県公職選挙管理規程</p> <p>キ 不在者投票施設の指定に関する規程</p> <p>ク 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程</p> <p>ケ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程</p> <p>コ 収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程</p> <p>サ 政党助成法による支部報告書等の閲覧に関する規程</p> <p>公職選挙法その他の法令に基づき、委員会は、次のとおり各種選挙を管理執行しています。</p> <p>ア 衆議院議員及び参議院議員の選挙（公職選挙法第5条）</p> <table border="1" data-bbox="411 1503 1362 1848"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>定数</th> <th>小選挙区</th> <th>比例代表</th> <th>任期満了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衆議院議員</td> <td>465 (※)</td> <td>全国 289人(※) (289選挙区) うち 愛知県 15人 (15選挙区)</td> <td>全国 176人(※) (11選挙区) うち 東海選挙区 21人 (岐阜・静岡・ 愛知・三重)</td> <td>令和3年10 月21日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衆議院議員選挙区画定審議会は、国勢調査(10年ごとに行われる大規模国勢調査)の結果の速報値が官報で公示された日から1年以内に勧告を行う(衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第1項)。大規模国勢調査の5年後に行われる国勢調査の結果により、較差が2倍以上とな</p>	種 類	定数	小選挙区	比例代表	任期満了日	衆議院議員	465 (※)	全国 289人(※) (289選挙区) うち 愛知県 15人 (15選挙区)	全国 176人(※) (11選挙区) うち 東海選挙区 21人 (岐阜・静岡・ 愛知・三重)	令和3年10 月21日
種 類	定数	小選挙区	比例代表	任期満了日							
衆議院議員	465 (※)	全国 289人(※) (289選挙区) うち 愛知県 15人 (15選挙区)	全国 176人(※) (11選挙区) うち 東海選挙区 21人 (岐阜・静岡・ 愛知・三重)	令和3年10 月21日							

項 目	摘 要			
	<p>ったときは、当該国勢調査の結果の速報値が官報で公示された日から1年以内に勧告を行う（衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第2項）。</p>			
	種 類	定数	選挙区	比例代表 任期満了日
	参議院議員	248	全国 148人 うち 愛知県 8人	全国 100人 平成 28 年通常選挙選出：令和 4 年 7 月 25 日 令和元年通常選挙選出：令和 7 年 7 月 28 日
	<p>イ 愛知県の知事及び議会議員の選挙（公職選挙法第5条）</p>			
	種 類	定 数	任期満了日	
	愛知県知事	1	令和 5 年 2 月 14 日	
	愛知県議会議員	102 (55 選挙区)	令和 5 年 4 月 29 日	
	<p>ウ 愛知海区漁業調整委員会委員選挙（旧漁業法第88条）</p>			
	種 類	定数	任期満了日	
	愛知海区漁業調整委員会委員	公選 9	令和 3 年 3 月 31 日	
<p>(注) 1 漁業法の改正により、平成 30 年 12 月 14 日以降、海区漁業調整委員会の委員の選挙について選挙管理委員会による管理を廃止し、都道府県知事の任命により選任することとされました。ただし、経過措置として、選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選任された委員に対する解職請求に関する事務については、引き続き選挙管理委員会で行います。</p> <p>2 愛知海区漁業調整委員会委員の定数は 15 ですが、現在、そのうち 9 人が公選で、残りの 6 人は知事選任となっています。</p>				
<p>エ 土地改良区総代会総代選挙（旧土地改良法施行令第5条第1項）</p>				
種 類	関係団体数	定数	任期満了日	
豊川総合用水土地改良区総代	5 市	100	令和 4 年 11 月 4 日	
<p>(注) 土地改良法の改正により、平成 31 年 4 月 1 日以降、総代の選挙について選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区が行うものとされました。ただし、経過措置として、選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙により選任された総代に対する解職請求、再選挙、補欠選挙等の選挙に関する事務については、引</p>				

項 目	摘 要
(4) 政治資金 関連事務	<p>き続き選挙管理委員会で行います。</p> <p>なお、衆議院（比例代表選出）議員選挙、参議院（比例代表選出）議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は、中央選挙管理会が管理します。</p> <p>政治資金規正法、政党助成法その他の法令に基づき、委員会は、次のとおり政治団体から各種届出の受理等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 政治団体の設立届、異動届及び解散届の受理並びに届出事項の公表 イ 公職の候補者に係る資金管理団体の指定届、異動届及び指定取消届の受理並びに届出事項の公表 ウ 政治団体の収支報告書の受理及びその公表 エ 特定パーティー開催団体の届出の受理 オ 政党の支部の支部報告書等の受理 カ 寄附金（税額）控除のための書類の確認
(5) 直接請求 関連事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 直接請求の受理（請求代表者証明書の交付等を含む。） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 愛知県議会解散請求の受理（地方自治法第 76 条第 1 項） (イ) 愛知県議会議員解職請求の受理（地方自治法第 80 条第 1 項） (ウ) 愛知県知事解職請求の受理（地方自治法第 81 条第 1 項） (エ) 愛知海区漁業調整委員会委員解職請求の受理（旧漁業法第 99 条第 1 項） (オ) 土地改良区総代解職請求の受理（旧土地改良法第 24 条第 1 項） イ 投票の実施 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 愛知県議会の解散投票の実施（地方自治法第 76 条第 3 項） (イ) 愛知県議会議員の解職投票の実施（地方自治法第 80 条第 3 項） (ウ) 愛知県知事の解職投票の実施（地方自治法第 81 条第 2 項） (エ) 愛知海区漁業調整委員会委員の解職投票の実施（旧漁業法第 99 条第 3 項） (オ) 土地改良区総代の解職投票の実施（旧土地改良法第 24 条第 2 項）
(6) 争訟関連 事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 争訟の種類 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 選挙の有効、無効に関するもの (イ) 当選の有効、無効に関するもの (ウ) 署名簿の署名の有効、無効に関するもの イ 委員会の立場 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 市町村の長、議員及び市町村選挙管理委員会が管理執行する土

項 目	摘 要
(7) 国民投票 関連事務	<p>地改良区総代会総代の選挙に係る審査申立てに対する裁決庁</p> <p>(イ) 愛知県の知事及び議会議員並びに愛知県選挙管理委員会が管理執行する土地改良区総代会総代の選挙に係る異議申出に対する決定庁</p> <p>(ロ) 愛知県条例制定改廃請求等の署名審査に係る審査申立てに対する裁決庁</p> <p>(エ) (イ) (ロ) の裁決及び (イ) の決定に係る訴訟並びに衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院（選挙区選出）議員の選挙に関する訴訟の被告 【現在係争中の訴訟】 なし</p> <p>ア 国民投票公報の印刷（日本国憲法の改正手続に関する法律第 18 条第 3 項）</p> <p>イ 国民投票の執行に関し必要と認める事項の投票人への周知（日本国憲法の改正手続に関する法律第 19 条）</p> <p>ウ 憲法改正案及びその要旨の掲示に関する必要事項の規定（日本国憲法の改正手続に関する法律第 65 条第 5 項）</p> <p>エ 国民投票分会長の選任（日本国憲法の改正手続に関する法律第 89 条）</p> <p>オ 国民投票分会の場所及び日時 of 告示（日本国憲法の改正手続に関する法律第 91 条）</p>
(8) 市町村選挙 管理委員会 に対する関 与	<p>地方分権一括法の施行に伴い、市町村選挙管理委員会に対する都道府県選挙管理委員会の指揮監督権（旧地方自治法第 186 条第 2 項）が廃止されるとともに、市町村選挙管理委員会に対する関与は、次のとおり法定されました。</p> <p>ア 技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項）</p> <p>イ 是正の要求（地方自治法第 245 条の 5 第 3 項）</p> <p>ウ 是正の勧告（地方自治法第 245 条の 6 第 3 号）</p> <p>エ 是正の指示（地方自治法第 245 条の 7 第 2 項第 3 号）</p> <p>オ 処理基準の制定（地方自治法第 245 条の 9 第 2 項第 3 号）</p>
(9) 任命権者	<p>委員会は、任命権者の一つであり、その職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有しますが、その権限の一部を補助機関たる上級の地方公務員に委任することができます。（地方公務員法第 6 条）。</p>

項 目	摘 要
<p>4 委員会会議</p> <p>(1) 種類</p> <p>(2) 招集</p> <p>(3) 定足数</p> <p>(4) 除斥</p> <p>(5) 表決</p> <p>(6) 委員長の専決処分</p>	<p>委員会の会議は、定例会と臨時会です（運営規程第 13 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会は、毎月 1 回開催されます（運営規程第 14 条）。 ・ 臨時会は、委員長が必要があると認めたとき等に開催されます（運営規程第 15 条第 1 項）。 <p>原則として委員長が招集し、他の委員は委員長に招集を請求することができます（地方自治法第 188 条）。</p> <p>委員会は、3 人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことはできません（地方自治法第 189 条第 1 項）。</p> <p>選挙管理委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができません。</p> <p>ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができます（地方自治法第 189 条第 2 項）。</p> <p>委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決します（地方自治法第 190 条）。</p> <p>選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第 189 条第 2 項の規定による除斥のため、同条第 3 項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を専決処分することができます（地方自治法施行令第 137 条第 1 項）。</p> <p>この専決処分については、委員長は、次の会議において委員会に報告し、その承認を求めなければなりません（地方自治法施行令第 137 条第 2 項）。</p> <p>委員会の権限に属する定例的かつ軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分をすることができます（運営規程第 4 条第 1 項）。委員長は、この専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければなりません（運営規程第 4 条第 2 項）。</p>

項 目	摘 要
(7) 運営順序	<p>会議の運営順序は、概ね次のとおりです。</p> <p>ア 報告事項（法令に基づき委員会が報告・通知等を受ける事項）</p> <p> <<平常時>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の専決処分の報告 ・ 議員、土地改良区総代等の欠員通知 ・ 選挙関係訴訟の提起等 ・ 市町村選挙の執行予定、投開票結果 ・ 不在者投票施設の名称及び所在地の変更 ・ 選挙人名簿登録者数の報告 ・ 土地改良区総代選挙等の結果 <p> <<選挙時>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの届出 ・ 選挙（審査）公報配布の特例に関する届出 ・ 選挙長等からの候補者の届出があった旨、投票を行わない旨、当選人の住所、氏名、得票数、その他の選挙の次第並びに届出のあった名簿届出政党等及び名簿登載者 <p>イ 提案事項（議案の形式で委員会として意思決定すべき事項）</p> <p> <<平常時>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の専決処分の承認 ・ 選挙管理委員会規程の制定改廃 ・ 不在者投票施設の指定、指定の取消し ・ 直接請求 ・ をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数の告示 ・ 土地改良区定款中総代の選挙に関する事項に係る知事への意見 ・ 選挙又は当選の効力に関する異議申出書及び審査申立書の受理 ・ 選挙又は当選の効力に関する異議申出に対する決定及び審査申立てに対する裁決 ・ 選挙又は当選の効力に関する訴訟に係る訴訟行為の委任 <p> <<選挙時>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙事由が生じた旨の告示 ・ 選挙期日等 ・ 選挙時登録の日程 ・ 政見放送を行うことができる一般放送事業者等

項 目	摘 要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビラ、ポスターの証紙の地紋 ・ 選挙啓発運動要綱の策定 ・ 投票用紙の様式、色、押すべき印 ・ 不在者投票用封筒に押すべき印 ・ 選挙公報の原稿用紙の様式 ・ ポスター掲示場の区画の数の決定 ・ 選挙長、選挙分会長、審査分会長、同職務代理者の選任 ・ 選挙会、選挙分会、審査分会の場所及び日時 ・ 審査公報の体裁 ・ 選挙運動費用支出制限額 ・ 政見放送の日時を定めるくじ ・ 選挙公報の掲載順序を定めるくじ ・ 名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじ ・ ポスター掲示場総数減少協議 <p>ウ 協議事項（議案の形式によらず、委員間において合意を得ることが適当な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい選挙推進愛知県協議会設置要綱 ・ 明るい選挙推進愛知県協議会委員の選任 ・ 委員等の表彰 ・ 不在者投票施設の指定に関する基準 <p>エ その他（ア～ウ以外に委員会に報告することが適当な事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被表彰者の決定等 ・ 各種団体からの要望、陳情 ・ 選挙啓発実施計画 ・ 各市選挙管理委員会連合会定例会の決議文 ・ 選挙に係る記者発表資料 ・ 各種選挙に係る情報 ・ 明るい選挙啓発ポスター入選作品（審査結果） ・ 都道府県選挙管理委員会連合会又は東海北陸支会の総会の開催 ・ 事務局の人事異動 ・ 政治活動用事務所に掲示する立札看板の類の証票の交付状況 ・ 政治団体の設立等の状況 ・ 収支報告書の提出状況 ・ 収支報告書の公表 ・ その他（日程調整等）

項 目	摘 要																		
(8) 欠席の届出	委員は、会議に出席することができないときは、委員長にその旨及び理由を届出なければなりません（運営規程第 19 条）。																		
(9) 会議録	委員長は、会議が開催されたときは、その都度書記をして会議録を作成させ、その会議録には、会議に出席した委員及び会議録を作成した書記が署名しなければなりません（運営規程第 21 条）。																		
(10) その他の会議	選挙管理委員が出席する主な会議は、次のとおりです。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="775 743 1059 792">会 議 名</th> <th data-bbox="1059 743 1219 792">開催時期</th> <th data-bbox="1219 743 1374 792">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="775 792 1059 900">愛知県選挙管理委員会 定例会議</td> <td data-bbox="1059 792 1219 900">月 1 回</td> <td data-bbox="1219 792 1374 900">(全委員)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 900 1059 1008">愛知県選挙管理委員会 臨時会議</td> <td data-bbox="1059 900 1219 1008">随時</td> <td data-bbox="1219 900 1374 1008">選挙時、争訟時等 (全委員)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1008 1059 1115">都道府県選挙管理委員 会連合会役員会</td> <td data-bbox="1059 1008 1219 1115">年 3 回 (10 月、 1～2 月、3 月)</td> <td data-bbox="1219 1008 1374 1115">東京都内 (委員長のみ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1115 1059 1223">都道府県選挙管理委員 会連合会通常総会</td> <td data-bbox="1059 1115 1219 1223">年 1 回 (3 月)</td> <td data-bbox="1219 1115 1374 1223">東京都内 (委員長のみ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 1223 1059 1384">都道府県選挙管理委員 会連合会東海北陸支会 通常総会</td> <td data-bbox="1059 1223 1219 1384">年 1 回 (4 月～5 月)</td> <td data-bbox="1219 1223 1374 1384">東海北陸 6 県内 令和 3 年度は書面開催 (全委員)</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 名	開催時期	備 考	愛知県選挙管理委員会 定例会議	月 1 回	(全委員)	愛知県選挙管理委員会 臨時会議	随時	選挙時、争訟時等 (全委員)	都道府県選挙管理委員 会連合会役員会	年 3 回 (10 月、 1～2 月、3 月)	東京都内 (委員長のみ)	都道府県選挙管理委員 会連合会通常総会	年 1 回 (3 月)	東京都内 (委員長のみ)	都道府県選挙管理委員 会連合会東海北陸支会 通常総会	年 1 回 (4 月～5 月)	東海北陸 6 県内 令和 3 年度は書面開催 (全委員)
会 議 名	開催時期	備 考																	
愛知県選挙管理委員会 定例会議	月 1 回	(全委員)																	
愛知県選挙管理委員会 臨時会議	随時	選挙時、争訟時等 (全委員)																	
都道府県選挙管理委員 会連合会役員会	年 3 回 (10 月、 1～2 月、3 月)	東京都内 (委員長のみ)																	
都道府県選挙管理委員 会連合会通常総会	年 1 回 (3 月)	東京都内 (委員長のみ)																	
都道府県選挙管理委員 会連合会東海北陸支会 通常総会	年 1 回 (4 月～5 月)	東海北陸 6 県内 令和 3 年度は書面開催 (全委員)																	

項 目	摘 要																																																				
5 補助職員 (1) 補助職員 (2) 事務局	<p>委員会に書記長、書記その他の職員が置かれ、これら常勤の職員の定数は2人です(地方自治法第191条第1項及び第2項並びに愛知県職員定数条例)。</p> <p>知事は、委員会と協議して、知事部局の吏員その他の職員18人(総務局総務部市町村課13人、新城設楽事務所5人)を委員会の事務を補助する職員と兼ねさせています(地方自治法第180条の3)。</p> <p>委員会に関する事務を処理するため、委員会に事務局が設置され、補助職員15人が置かれています(運営規程第22条及び第23条)。</p> <p>【令和2年度 選挙管理委員会事務局職員名簿】</p> <table border="1" data-bbox="411 875 1364 1675"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>氏 名</th> <th>発令</th> <th>併任状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長(書記長)</td> <td>平野 泰久</td> <td>R2.4</td> <td>市町村課長(充て職)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">選 挙 グ ル ー プ</td> <td>局長補佐(書記)</td> <td>伊藤 孝一</td> <td>H31.4 併市町村課(選挙G班長)</td> </tr> <tr> <td>主査(書記)</td> <td>天野 孝教</td> <td>R2.4 併市町村課</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>水口 雅文</td> <td>H30.4 市町村課併</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>秋山 雅樹</td> <td>R2.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>有田 裕紀</td> <td>H31.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>川口 大貴</td> <td>H31.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>津田 舜也</td> <td>R2.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>長尾 亮汰</td> <td>H31.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>河合 雅哉</td> <td>R2.4 同上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">調 整 グ ル ー プ</td> <td>局長補佐(書記)</td> <td>林 宗智</td> <td>H31.4 市町村課併(調整G班長)</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>服部 慎平</td> <td>R2.4 市町村課併</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>山田 翔太</td> <td>R2.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>早川 航平</td> <td>H29.4 同上</td> </tr> <tr> <td>主事(書記)</td> <td>佐藤 菜緒</td> <td>H31.4 同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>主要な選挙の執行時には、知事は、委員会と協議して、上記併任以外の総務局総務部市町村課の職員66人(実務研修生22人を含む。)を委員会の事務に従事させています(地方自治法第180条の3)。</p>	職 名	氏 名	発令	併任状況	事務局長(書記長)	平野 泰久	R2.4	市町村課長(充て職)	選 挙 グ ル ー プ	局長補佐(書記)	伊藤 孝一	H31.4 併市町村課(選挙G班長)	主査(書記)	天野 孝教	R2.4 併市町村課	主事(書記)	水口 雅文	H30.4 市町村課併	主事(書記)	秋山 雅樹	R2.4 同上	主事(書記)	有田 裕紀	H31.4 同上	主事(書記)	川口 大貴	H31.4 同上	主事(書記)	津田 舜也	R2.4 同上	主事(書記)	長尾 亮汰	H31.4 同上	主事(書記)	河合 雅哉	R2.4 同上	調 整 グ ル ー プ	局長補佐(書記)	林 宗智	H31.4 市町村課併(調整G班長)	主事(書記)	服部 慎平	R2.4 市町村課併	主事(書記)	山田 翔太	R2.4 同上	主事(書記)	早川 航平	H29.4 同上	主事(書記)	佐藤 菜緒	H31.4 同上
職 名	氏 名	発令	併任状況																																																		
事務局長(書記長)	平野 泰久	R2.4	市町村課長(充て職)																																																		
選 挙 グ ル ー プ	局長補佐(書記)	伊藤 孝一	H31.4 併市町村課(選挙G班長)																																																		
	主査(書記)	天野 孝教	R2.4 併市町村課																																																		
	主事(書記)	水口 雅文	H30.4 市町村課併																																																		
	主事(書記)	秋山 雅樹	R2.4 同上																																																		
	主事(書記)	有田 裕紀	H31.4 同上																																																		
	主事(書記)	川口 大貴	H31.4 同上																																																		
	主事(書記)	津田 舜也	R2.4 同上																																																		
	主事(書記)	長尾 亮汰	H31.4 同上																																																		
	主事(書記)	河合 雅哉	R2.4 同上																																																		
調 整 グ ル ー プ	局長補佐(書記)	林 宗智	H31.4 市町村課併(調整G班長)																																																		
	主事(書記)	服部 慎平	R2.4 市町村課併																																																		
	主事(書記)	山田 翔太	R2.4 同上																																																		
	主事(書記)	早川 航平	H29.4 同上																																																		
	主事(書記)	佐藤 菜緒	H31.4 同上																																																		

項 目	摘 要												
(3) 事務所	<p>事務局の事務を分掌させるため、新城設楽事務所が設置され、補助職員 5 人が置かれています（運営規程第 24 条及び第 25 条）。</p> <p>【令和 2 年度 選挙管理委員会新城設楽事務所職員名簿】</p> <table border="1" data-bbox="422 517 1369 719"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 517 699 622">所 長 (次長・充て職)</th> <th data-bbox="699 517 965 622">次 長 (山村振興課長・ 充て職)</th> <th data-bbox="965 517 1075 622">所長 補佐</th> <th data-bbox="1075 517 1163 622">主査</th> <th data-bbox="1163 517 1257 622">主事</th> <th data-bbox="1257 517 1369 622">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="422 622 699 719">加藤 清史</td> <td data-bbox="699 622 965 719">鈴木 伸嘉</td> <td data-bbox="965 622 1075 719">1 人</td> <td data-bbox="1075 622 1163 719">1 人</td> <td data-bbox="1163 622 1257 719">1 人</td> <td data-bbox="1257 622 1369 719">5 人</td> </tr> </tbody> </table>	所 長 (次長・充て職)	次 長 (山村振興課長・ 充て職)	所長 補佐	主査	主事	合計	加藤 清史	鈴木 伸嘉	1 人	1 人	1 人	5 人
所 長 (次長・充て職)	次 長 (山村振興課長・ 充て職)	所長 補佐	主査	主事	合計								
加藤 清史	鈴木 伸嘉	1 人	1 人	1 人	5 人								

項 目	摘 要
<p>6 選挙関係団体</p> <p>(1) 総務省自治 行政局選挙 部</p> <p>(2) 中央選挙管 理会 (委員長) 宮里 猛</p> <p>(3) 都道府県選 挙管理委員 会連合会 (会長) 澤野 正明</p>	<p>選挙部は、次に掲げる事務をつかさどっています。</p> <p>ア 選挙制度の企画立案に関すること イ 選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること ウ 選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること エ 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること</p> <p>選挙：公職選挙法及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙 国民審査：最高裁判所裁判官の国民審査 投票：①一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票 ②日本国憲法改正の国民の承認に係る投票 ③地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票</p> <p>選挙部には、選挙課、管理課及び政治資金課の3課が置かれ、政治資金課には、収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室が置かれています。</p> <p>ア 事務 …… 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の管理 イ 委員 …… 5人 ウ 任期 …… 3年（平成31年4月1日～令和4年3月31日） エ 選任方法 …… 参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>ア 組織 …… 都道府県選挙管理委員会をもって組織する。 イ 目的 …… 会員相互の連携を密にしその機能を強化し、選挙事務の円滑な運営を図り、理想選挙の実現を推進する。 ウ 事業 …… 選挙に関する中央、地方相互間の連絡調整、啓発、研究、調査及び資料の収集等。 エ 役員 …… 11人（会長1人、副会長1人、理事7人、監事2人） オ 任期 …… 2年（平成31年4月～令和3年3月）</p>

項 目	摘 要
(4) 都道府県選挙管理委員会連合会東海北陸支会(支会長) 加藤 茂	ア 組織 …… 富山、石川、福井、岐阜、三重、愛知の県選挙管理委員会 イ 目的 …… 前記(3)イと同様 ウ 事業 …… 選挙に関する中央、地方相互間の連絡調整、啓発及び調査等(主な事業:総会、書記長会議、ボランティアリーダーフォーラム、選挙管理事務研究協議会) エ 役員 …… 2人(支会長、会計監事) オ 任期 …… 4年(平成29年7月19日～令和3年7月18日)
(5) 公益財団法人 明るい選挙推進協会 (会長) 佐々木 毅	ア 会員 …… 都道府県及び指定都市の推進協議会を普通会员とし、趣旨賛同者、事業協力者を賛助会員とする。 イ 目的 …… 国民の政治意識の向上を図り、各種公職の選挙が明るく行われるよう推進し、民主政治の発展に寄与する。 ウ 事業 …… 講演会、研修会等の開催、講師の派遣等の啓発活動、政治、選挙に関する調査研究。 エ 役員 …… 11人(会長1人、理事長1人、理事7人、監事2人) オ 任期 …… 2年(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
(6) 明るい選挙推進愛知県協議会 (会長) 森 正	ア 組織 …… 学識経験者20人により組織する。 ※資料1参照 「明るい選挙推進愛知県協議会委員名簿」 イ 目的 …… 明るい選挙推進運動の企画及びその推進を図る。 ウ 事業 …… 県選挙管理委員会の常時及び臨時啓発計画を協議し、共同して啓発事業を実施する。 エ 役員 …… 2人 〔会長 … 森正(愛知学院大学教授) 副会長 … 松本俊太(名城大学教授)〕 オ 任期 …… 2年(令和2年5月15日～令和4年5月14日) カ 会議 …… 概ね年2回開催



明るい選挙推進愛知県協議会委員名簿

(令和2年5月15日現在、五十音順)

氏名	職又は職業等
赤井知久	福井酒造株式会社代表取締役
朝鍋辰博	日本放送協会名古屋放送局報道部長
荒見玲子	名古屋大学大学院准教授
井戸雅晴	大口町選挙管理委員会委員長
井上純	中日新聞論説委員
入江容子	愛知大学教授
太田研司	新城市選挙管理委員会委員長
岡田豊	教育新聞社 常任顧問
織部匡久	愛知県立城北つばさ高等学校長
小出義光	津島市代表監査委員
河野ともえ	愛知県地域婦人団体連絡協議会会長
神野友実	介護職員
積木潤	弁護士
野村真由	大学法人事務
堀場章	名古屋市選挙管理委員会委員長
松井妙子	愛知県青年団協議会相談役
松本俊太	名城大学教授
森正	愛知学院大学教授
森田登喜子	NPO法人あいち環境カウンセラー協会理事
山本武志	愛知県公民館連合会事務局長

市町村長及び議会議員の任期満了日等一覧表

令和3年3月15日現在

市町村名	長			議 員	
	区分	任 期 満了日	氏 名	区分	任 期 満了日
県 計	8			37	
大 都 市 計				1	
都 市 計	6			23	
町 村 計	2			13	
名古屋市		3. 4. 27	河村たかし	○	5. 4. 11
豊橋市		6. 11. 16	浅井由崇	○	5. 4. 30
岡崎市		6. 10. 20	中根康浩		6. 10. 25
一宮市		5. 1. 31	中野正康	○	5. 4. 30
瀬戸市	○	5. 4. 30	伊藤保徳	○	5. 4. 30
半田市		3. 6. 23	榊原純夫	○	5. 4. 30
春日井市		4. 5. 27	伊藤 太	○	5. 4. 30
豊川市		5. 10. 19	竹本幸夫	○	5. 4. 30
津島市		4. 4. 26	日比一昭	○	5. 4. 30
碧南市		6. 4. 28	福豆田政信		6. 5. 4
刈谷市		5. 7. 19	稻垣 武		5. 7. 27
豊田市		6. 2. 18	太田稔彦	○	5. 4. 29
安城市		5. 2. 14	神谷 学	○	5. 4. 30
西尾市		3. 7. 4	中村 健		3. 6. 24
蒲郡市		5. 11. 6	鈴木寿明	○	5. 4. 29
犬山市		4. 12. 16	山田拓郎	○	5. 4. 29
常滑市	○	5. 4. 25	伊藤辰矢	○	5. 4. 29
江南市	○	6. 4. 29	澤田和延	○	5. 4. 30
小牧市		5. 2. 25	山下史守朗		5. 10. 8
稲沢市		6. 12. 3	加藤健司郎		5. 9. 30
新城市		3. 11. 12	穂積亮次		3. 11. 12
東海市		3. 5. 16	鈴木淳雄		4. 3. 31
大府市		6. 4. 12	岡村秀人	○	5. 4. 30
知多市		3. 10. 3	宮島謙男	○	5. 5. 31
知立市		6. 12. 23	林 郁夫		4. 8. 25
尾張旭市		5. 2. 2	森 和実	○	5. 4. 30
高浜市		3. 9. 8	吉岡初浩	○	5. 4. 29
岩倉市		7. 1. 28	久保田桂胡	○	5. 4. 30
豊明市	○	5. 4. 29	小浮正典	○	5. 4. 29
日進市	○	5. 5. 24	近藤裕貴	○	5. 4. 29
田原市	○	5. 4. 27	山下政良		5. 2. 2
愛西市		3. 5. 14	日永貴章		4. 4. 30
清須市		3. 8. 6	永田純夫		4. 4. 30
北名古屋市		4. 4. 22	長瀬 保		4. 4. 22
弥富市		4. 12. 1	安藤正明		6. 2. 29
みよし市		3. 12. 7	小野田賢治	○	5. 4. 29
あま市		4. 4. 24	村上浩司	○	5. 4. 30
長久手市		5. 9. 17	吉田一平	○	5. 4. 30

【区分欄について】

【○】…平成31年に執行された統一地方選挙の対象選挙

【参考】

衆議院議員任期満了日 令和3年10月21日
 平成28年通常選挙選出参議院議員任期満了日 令和4年7月25日
 令和元年通常選挙選出参議院議員任期満了日 令和7年7月28日
 愛知県知事任期満了日 令和5年2月14日
 愛知県議会議員任期満了日 令和5年4月29日

市町村名	長			議 員	
	区分	任 期 満了日	氏 名	区分	任 期 満了日
寒 郷 町		4. 5. 21	井俣憲治	○	5. 4. 29
豊山町		6. 11. 19	鈴木邦尚	○	5. 4. 30
大口町		3. 10. 31	鈴木雅博	○	5. 4. 30
扶桑町		6. 5. 12	齋 瀬 武		6. 5. 12
大治町		3. 8. 3	村上昌生	○	5. 4. 29
蟹江町		3. 4. 1	横江淳一	○	5. 4. 30
飛島村		6. 4. 9	加藤光彦	○	5. 4. 29
阿久比町		4. 12. 17	竹内啓三	○	5. 4. 30
東浦町		5. 8. 18	神谷明彦	○	5. 4. 30
南知多町		5. 1. 22	石黒和彦		3. 6. 29
美浜町	○	5. 4. 25	齋藤宏一	○	5. 4. 29
武豊町		3. 4. 26	初山芳輝	○	5. 4. 29
幸田町		4. 5. 26	成瀬 教	○	5. 4. 29
股栗町		3. 10. 22	横山光明	○	5. 4. 30
東栄町	○	5. 4. 26	村上孝治	○	5. 4. 29
豊根村		5. 3. 23	伊藤 実		5. 4. 30

今後の日程等の確認について

【選挙管理委員会】

4月14日(水)	11:00～	4月定例選挙管理委員会	【全委員】
5月12日(水)	11:00～	5月定例選挙管理委員会	【全委員】
6月8日(火)	11:00～	6月定例選挙管理委員会	【全委員】

【5月臨時県議会】

5月27日(木)	午前	開 会	【全委員】 (議場において、就任ごあいさつを いただきます。)
----------	----	-----	---------------------------------------

注) 9時30分までに選管室にお集まりください。

【6月定例県議会】

6月17日(木)	午前	開 会	【委員長】
6月21日(月)	終日	代表質問	【委員長】
6月22日(火)	終日	一般質問	【小林委員長職務代理者】
6月23日(水)	終日	一般質問	【鬼頭委員】
7月6日(火)	午前	閉 会	【委員長】

注) 9時30分までに選管室にお集まりください。

【その他】

4月21日(水)	14:00～ 16:15	愛知県各市選挙管理委員会 連合会定例会	【委員長】 知多市勤労文化会館
----------	-----------------	------------------------	-----------------